

(別紙)

問題記載箇所一覧表

1 別件侵害訴訟の訴状 (甲6・8頁)

「(3) P1は、積水化学工業株式会社を退職した後、平成9年4月から平成18年3月まで、京都薬科大学の製剤学教室(当時)の研究員であった。平成17年に、P3が本件発明の実施例の実証実験を行っていた時期には、P1はP3の研究室に隣接する実習室で研究をしており、P3の研究室にも度々出入りしていた。そのため、P1は、P3の研究室に来た時に研究開発中の溶解性マイクロニードルにたびたび接し、情報を収集することができる状況にあった。」

2 別件侵害訴訟の被告P3作成に係る陳述書 (甲7・4頁)

「4 被告コスメディ代表者P1の、私のマイクロニードル技術に対するアクセス
被告コスメディ製薬株式会社(以下「被告コスメディ」といいます。)の代表者であるP1は、以前、積水化学工業株式会社に勤務していましたが、同社を退職した後、平成9年4月1日から京都薬科大学の製剤学教室(当時)の研究員となり、研究室の一角を間借りして研究を行っていました。P1は、平成13年に現在の被告コスメディの前身である、有限会社コスメディを設立したようですが、その後も、京都薬科大学の製剤学教室(当時)の研究員としての身分で研究を行っており、平成18年1月に、京都市内のベンチャーインキュベーション施設「クリエイション・コア京都御車」に入居するまで、京都薬科大学の施設を利用していました。(なお、京都薬科大学の事務で確認したところによると、P1は平成18年3月31日まで研究員ですが、同年4月1日から同年12月31日までは研修員として在籍していました。)

平成15、16年ころ、製剤学教室の院生が増えたために研究室が手狭となり、P1は製剤学教室に隣接する建物内にあった製剤学・薬剤学供用の実習室へ移動し

ました。この実習室は、私の薬剤学教室に隣接していたので、P1は、蒸留水や窒素ガスボンベを貸して欲しいなどの理由で、私の研究室に度々出入りしていました。この時期は、私が、本件特許の2番目の優先権出願に開示した、本件発明の実施例の実証実験を行っていた時期と重なり、P1は、私の研究室に来た時に、私が研究開発中の溶解性マイクロニードルにたびたび接し、情報を収集することができる状況でした。

私は、その後、平成21年7月に、被告コスメディがヒアルロン酸マイクロニードルを発売するという新聞記事（化学工業日報）を見て、初めて、P1が私の研究室で見ていた私の研究成果を、いち早く製造販売していることを知りました。しかし、私の特許出願の優先日（平成17年1月31日）が、私の発明が先であることを明白に証明しています。P1は私の発明にアクセスできる状況であったことから、私の発明を模倣して実施しているのであり、本件特許の侵害者であることは明らかです。」

3 別件侵害訴訟の第一審技術説明会用技術説明資料（甲10・18頁）

「痛くない注射針として大手企業が開発しているマイクロニードルは、皮膚に挿入した後、再び皮膚から抜いて回収する針である。これらの大手企業は、ヒアルロン酸やコンドロイチン硫酸ナトリウムによって、皮膚に挿入して、そのまま溶解するマイクロニードルが作製できることを考え付かなかったのである。

被告は、大手企業も考えなかった、ヒアルロン酸Naを用いたマイクロニードルを製造、販売している。その技術は、被告自身に由来するものでなく（被告は本件裁判で、自分が先に発明したと主張していない。）、平成16年末から同17年に、京都薬科大学において実験が行われた、本件発明者の発明情報に由来している。

本件発明者は、本件発明の技術が、今後、事業化によって、広く利用されることを期待するものであるが、それは特許法に基づく正当な競争秩序の下での利用でなければならない。」

4 別件侵害訴訟の被告バイオ作成に係る上申書（甲12・1頁）

「2. まず、この機会に、本件発明者が特許裁判を初めて経験して感じたところを、一言述べたい。本件発明者、P3は、33年間にわたり大学で教育、研究に従事してきたが、研究者として、他人の模倣をするのではなく、独創性（オリジナリティ）のある研究をすることが重要であると考えてきた。しかし、被告は、他人の研究成果を盗用したのである。中国がコピー天国といわれているが、日本も、何ら変わらない。

本件発明の究極の目的は、注射に代わる、痛みを伴わない薬物投与手段であるが、自己溶解型マイクロニードルの技術は、臨床試験を必要としない化粧品にも適用可能で、被告商品は、まさに、本件発明の実施品である。このような「化粧品」は、世界で、これまでに全く類を見ないものである。このような、全く新しい技術を、被告はどのようにして手に入れたのであろうか。原告は、訴状第3(3)で、被告代表者が本件発明にアクセスした事実を指摘した。被告商品で実施されている、従来全く存在しなかった技術を、被告が独自に発明したものでないことは、独自発明に相当する特許出願がなされていないことから明らかである。そうであれば、被告が、本件発明に対する上記のアクセスによって、被告商品を開発したことは間違いない。

P3は、本件特許侵害事件を提起するにあたって、裁判では、当然、このような被告の行為が厳しく断罪されるものと考えていた。被告は、訴状の上記第3(3)の記載に対して反発をしたものの、具体的な事実で反論をしてはいない。被告のスタンスは、いわば、本件特許は無効なのだから、被告の行為の（たとえコピー行為であっても）何が悪いのかというものであったといえる。それに対し、裁判の結末は、本件発明は容易であると判断され、それによって、被告の行為はたとえコピー行為であっても悪くないと、裁判所が認める結果となったのである。」

5 別件侵害訴訟の控訴審技術説明会用技術説明資料（甲15・22頁）

「7 結論

本件訂正発明の自己溶解型マイクロニードルは、硬さと溶解性を併せ持つ、全く新しい固体成形物の作製を可能とする、特定の高分子物質の新規な成形法によって実現された、画期的な発明である。

被控訴人は、大手企業も考えなかった、ヒアルロン酸Naを用いたマイクロニードルを製造、販売している。その技術は、被控訴人自身に由来するものでなく（被控訴人は本件裁判で、自分も独自に発明したと主張していない。）、平成16年末から同17年に、京都薬科大学において実験が行われた、本件発明者の発明情報に由来している。

わが国では「知財立国」として、他者のオリジナリティのある創造活動の成果を全く尊重しようとしなない、模倣による特許侵害行為を許すべきでない。被控訴人は、本件発明の価値を知って、その成果をわが物とするために、いち早く本件発明を化粧品分野で事業化し、また、中国などで医薬品分野に進出すべく特許出願を含め準備をしていると思われる。そのような行為は、控訴人の特許権が存在しない国で行うとしても、わが国における特許侵害行為は直ちに停止すべきである。」